



各 位

2025 年 11 月 10 日

会 社 名 ピクセルカンパニーズ株式会社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 谷 川 直 哉
(コード番号：2743 スタンダード)
問 い 合 せ 取 締 役 管 理 本 部 長 柳 世 和 大
<https://pixel-cz.co.jp/contact>

第三者割当により発行される新株式及び第16回新株予約権の募集並びに

主要株主の異動に関するお知らせ

当社は、2025年11月10日開催の取締役会において、2025年12月10開催予定の当社臨時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）の承認決議が得られることを条件として、第三者割当により発行される株式の募集（以下、「本新株式」といいます。）及び第16回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の募集を行うこと（以下、本新株式及び本新株予約権の発行を総称して「本第三者割当」といいます。）を決議しましたので、お知らせいたします。

本第三者割当については、大規模な希薄化（25%超）を伴う第三者割当に該当することから、その必要性及び相当性について、株主の皆様ご意思確認をさせていただき手続きとして本株主総会において、本第三者割当の承認を得ること、また本第三者割当について有利発行に該当することから、当該有利発行に関して承認を得ることを条件としております。

なお、本第三者割当による本新株式の発行に係る払込みについては、金銭債権の出資（デット・エクイティ・スワップ、以下「DES」といいます。）の方法により行うこととします。また、本新株式の発行に伴い、当社の主要株主の変更が見込まれますので、併せてお知らせいたします。

I. 本第三者割当について

1. 募集の概要

<本新株式の募集の概要>

(1) 払込期日	2025年12月10日
(2) 発行新株式数	46,750,000株
(3) 発行価額	1株につき40円
(4) 調達資金の額	1,870,000,000円
(5) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、次の者に割り当てます abc株式会社 7,500,000株 Seacastle Singapore Pte.Ltd 39,250,000株
(6) その他	上記各号については、本株主総会において、有利発行による本新株式の発行及びこれに伴う大規模な希薄化に関する議案が承認されること、並びに金融商品取引法に基づく有価証券届出書の届出の効力発生を条件とします。

なお、以下表のとおり、本新株式の発行価額（1,870,000,000円）を金銭以外の財産である金銭債権の現物出資（金銭債権額：1,870,000,000円）による方法（DES）で実施する方法により割り当てます。

割当先	株数	発行価額	調達額	手法
abc株式会社	7,500,000株	40円	300,000,000円	現物出資（金銭債権）
Seacastle Singapore Pte. Ltd	39,250,000株	40円	1,570,000,000円	現物出資（金銭債権）
合計	46,750,000株		1,870,000,000円	

<本新株予約権の募集の概要>

(1)割当日	2025 年 12 月 10 日
(2)新株予約権の総数	1,732,500 個
(3)発行価額	総額 6,930,000 円（新株予約権 1 個当たり 4 円）
(4)当該発行による潜在株式数	173,250,000 株
(5)資金調達の額	6,936,930,000 円 (内訳) 新株予約権発行分 6,930,000円 新株予約権行使分 6,930,000,000円 上記資金調達の額は、本新株予約権の払込金の総額に、すべての新株予約権が行使されたと仮定して算出された金額の合計額です。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記資金調達の額は減少します。
(6)行使価額	行使価額は 40 円
(7)募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、次の者に割り当てます。 Seacastle Singapore Pte.Ltd 1,732,500 個
(8)その他	① 取得条項 当社は、本新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 20 取引日連続して、行使価額の 150%を上回った場合、当社は、当社取締役会が別途定める日（以下、「取得日」という。）の 20 取引日前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権 1 個につき金 4 円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。 ② 譲渡制限 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。 ③ その他 前記各号については、本株主総会において、有利発行による本新株式の発行及びこれに伴う大規模な希薄化に関する議案が承認されること、並びに金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。

（注）末尾に本新株予約権の発行要項を添付しております。

2. 募集の目的及び理由

(1) 資金調達の目的及び理由

当社グループは、事業の選択と集中を掲げシステムイノベーション事業の強化に加え、データセンター事業を今後の主軸事業と捉え、各セグメントの収益改善と企業価値向上に努めております。

システムイノベーション事業においては、新規販売取引先の開拓及び継続取引先案件の追加受注に取

り組み新規先に対する売上高が増加したものの、既存の大口取引先を含む複数の取引先が減少したことによる影響が大きく当該事業における売上高、営業利益ともに減少しております。

また、データセンター事業においては、福島県大熊町に建設しているデータセンターへの設備投資に対する資金調達が長期化しておりましたが、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金事業（以下、「補助金事業」といいます。）にかかる事業部分については、2026年1月31日までに完工を予定しております。当社が提供する生成AI向けデータセンターは大容量のデータを取り扱うこととなり、バックアップ時の電源（UPS※）の設置が利用者から求められ、補助金事業完成後にUPSの設置工事等を行うことから、2026年4月の本格稼働に向けて準備を進めております。

※UPSとは、停電や瞬時電圧低下（瞬低）など電源トラブルが発生した際に、電気を一定時間供給し続けるための装置であり、停電などの電源トラブルによって発生するシステムの停止、データの喪失、機器の故障といった重大なリスクを回避するために、電力を安定して供給する重要な装置です。

当社は、2024年4月19日公表「第三者割当により発行される新株式及び第15回新株予約権の募集に関するお知らせ」のとおり、新株式の発行及び第15回新株予約権を発行し、データセンター開発資金等への充当を計画しておりました。第15回新株予約権については、その一部が行使されたものの、2024年8月13日公表「特別調査委員会設置に関するお知らせ」以降、当社株価は行使価額を下回って推移しており、当初計画した資金調達が出来ませんでした。

当社としては、福島県大熊町に建設しているデータセンターの開業が、当社の収益改善及び企業価値向上につながるものと考え、ノンバンクからの資金調達の交渉を進めておりましたが、貸付条件（担保・保証等）及び保証履行時処理等の条件に折り合いがつかず、現時点において必要資金の調達が行えていない状況であります。

さらに、当社は2024年12月期において△369百万円の債務超過に陥っており、2025年12月期第2四半期においても純資産の額は△139百万円と債務超過の状態が継続しています。また、システムイノベーション事業においては前述のとおり、売上高及び営業利益が減少しており、当該事業のみでの債務超過の解消は困難な状況であります。

一方で、当社は2024年12月26日公表「再発防止策の策定に関するお知らせ」、2025年1月29日公表「特別注意銘柄の指定及び上場契約違約金の徴求に関するお知らせ」、2025年2月28日公表「改善計画の策定方針に関するお知らせ」及び2025年7月31日公表「改善計画・改善状況報告書に関するお知らせ」のとおり、ガバナンス及び内部管理体制の整備と強化を図り、特別注意銘柄の指定の解除、信頼回復に向けた取り組みに尽力している状況であります。

このような状況ではあるものの、当社は、純資産基準への適合に向けた改善期間として、2025年12月期において債務超過の解消が出来なかった場合には、上場廃止となってしまうことから、特別注意銘柄の指定に係る改善期間中ではありますが、改善計画の運用を行い、本第三者割当にて調達する資金についても増資資金管理委員会において、徹底した資金管理を行うことを前提に本第三者割当を実施することが、債務超過の解消に加え、逸早い資金調達及びデータセンターの開業が事業継続、企業価値向上、信頼回復につながるものであると考えております。

当社といたしましても、本新株式の発行により、早期に債務超過の解消による財務体質の強化を図ること、また、現状金融機関等からの借入による資金調達は困難である中、事業成長のための一定額を迅速にかつ確実に調達することが必須となっております。

当社は現在、ガバナンス及び内部管理体制の整備と強化中であり、かつ、特別注意銘柄の指定期間中であることから、本第三者割当の引受先からは、DE Sの提案を行うなかで、資金手当てを新株式のみで行うことは株価変動等のリスクが過大であるとして、新株式と新株予約権を組み合わせスキームの提案を受けました。本スキームにより、当初の希薄化を抑制しつつ、株価の進捗に応じた段階的な資金調達が可能となり、資本効率と既存株主価値への配慮を両立することを意図するものと説明を受けております。当社といたしましても、割当予定先の要請と協議に基づき、割当予定先が本資金調達のすべてを新株式にて引き受けることが出来ないものの、本新株予約権の発行により割当予定先が当社に対して段階的に投資が出来るものとなっており、本新株予約権の発行は必ずしも一度に大量の新株式を発行する

ものではないことから、当社及び当社既存の株主にとっても、資金調達をすべて新株式により調達する場合と比べて、権利行使が完了するまでには一定程度の期間を要することが想定されます。そのため、既存株式の希薄化が段階的に進む点において、既存株主に対する希薄化は避けられないものの、一定の配慮ができると判断して採用いたしました。

本第三者割当は、本新株式の発行価額及び本新株予約権の行使価額は株価 102 円（2025 年 11 月 7 日付終値）に対して 40 円と有利発行であります。当社グループが、2024 年 12 月末期まで 5 期連続して当期純損失を計上していること、2025 年 12 月期において債務超過の解消が出来なかった場合には、上場廃止となってしまうことから、金融機関からの借入、及び公正発行による第三者割当資金調達も引受先が不在であることから困難であり、調達手法については極めて限定的であると考えております。このように当社といたしましては、既存株主の皆様の株式価値を毀損することなく、企業価値を向上することに配慮しておりますが、データセンターの開業目的を達成するため、ならびに債務超過を解消し、既存株主の利益を保護することを目的に、このような有利発行を伴い、議決権比率ベースで 225.82%と大規模な希薄化が生じながらも本第三者割当による資金調達を行うことが、当社グループの株式価値向上に資する最良の選択であり、株主価値の向上につながるものと判断しております。

（2）資金調達方法の概要と選択理由

当社の資金需要につきましては、「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載のとおりであります。資金調達の方法としては当社の債務超過の解消し、財務体質の強化を図り、また、当社のデータセンター事業の早期事業化による収益基盤の確保による財務基盤の安定化を目的としており、当社の財務体質の安定性を確保する必要性及び銀行借入による資金調達は、当社グループの財政状態から困難であり、さらには債務超過の解消につながらないことから、既存株主の皆様の株式の希薄化を懸念しつつも間接金融ではなく、直接金融での資金調達を行うことといたしました。

そのため、当社としましては、直接金融による株主資本の増強を図ることを軸に調達方法の検討をいたしました。

<資金調達方法の概要>

今回の資金調達は新株式をabc株式会社及びSeacastle Singapore Pte.Ltdに対し普通株式を割り当て、その払込金額に対して割当予定先が当社に対して有する貸付金債権残高1,870,000,000円（元金1,870,000,000円）に相当する債権の現物出資を行います。債権の現物出資により当社の債務超過を解消し財務内容の改善を図るものです。金銭以外の財産の現物出資の目的とする財産の内容は以下のとおりです。

債権者 abc株式会社

当該財産の価額：金300,000,000円

債権の表示：2025年9月19日付金銭消費貸借契約書に基づく貸付金債権

元本：総額300,000,000円

貸付実行日：2025年9月19日（金300,000,000円）

返済期日：2025年12月10日（※）

利息：年利 12%

弁済方法：期日一括弁済

債権者 Seacastle Singapore Pte. Ltd

当該財産の価額：金1,570,000,000円

債権の表示：2025年9月19日付金銭消費貸借契約書に基づく貸付金債権

元本：総額1,570,000,000円

貸付実行日：2025年9月22日（金1,570,000,000円）

返済期日 : 2025年12月10日 (※)
利息 : 年利 5 %
弁済方法 : 期日一括弁済

※現物出資の目的となる財産については、会社法上、原則として検査役若しくは弁護士、公認会計士又は税理士等による調査が義務付けられておりますが、現物出資の目的となる財産が増資を行う会社に対する金銭債権である場合については、会計帳簿によりその実在性が確認でき、帳簿残高の範囲内である場合には、検査役又は専門家による調査を要しないこととされております（会社法第207条第9項第5号）。但し、同号が適用される金銭債権は、弁済期が到来しているものに限られるため、現物出資の対象となる貸付金債権の弁済期を、相互間で払込期日（2025年12月10日）において本新株式の第三者割当を実施する時点とすることを合意しております。このため、本第三者割当における金銭債権の現物出資につき、検査役又は専門家による調査は行いません。

直接金融による調達方法としては、下記に記載する手法がありますが、当社の状況を踏まえるとそれぞれの手法が困難であることから、現時点における資金調達方法としては合理的ではないと判断いたしました。

① 新株式発行による増資

(a) 公募増資

公募増資による新株発行は、一度に資金調達が可能となるものの、時価総額や株式の流動性によって調達金額に限界があり、当社の時価総額や株式の流動性を勘案すると必要額の調達が困難であると考えられます。また、公募増資の場合には検討や準備等にかかる時間も長く、公募増資を実施できるかどうかその時点での株価動向や市場全体の動向に大きく左右され、一度実施のタイミングを逃すと決算発表や半期報告書及び有価証券報告書の提出期限との関係で最低でも数か月程度は後ろ倒しになることから柔軟性が低く、資金調達の機動性という観点からは今回のスキームの方がメリットは大きいと考えております。加えて、現時点での当社の業績動向や財務状況等に照らした場合には、当社普通株式の引受けを行う証券会社を見つけることは困難と考えられます。これらの点を考慮の上、公募増資は今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

(b) 株主割当増資

株主割当増資では、資力等の問題から割当先である株主の応募率が不透明であり、また実務上も近時において実施された事例が乏しく、当社としてもどの程度の金額の資金の調達が可能なかの目途を立てることが非常に困難であります。これらの点を考慮の上、株主割当増資は今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

② C B（転換社債型新株予約権付社債）

C Bは発行時点で必要額全額を確実に調達できるというメリットがありますが、発行後に転換が進まない場合には、当社の負債額を全体として増加させることとなり、当社の財務状況に悪影響を及ぼすとともに、償還時点で多額の資金が将来的に必要となる、現時点でかかる資金を確保できるかが不透明であるため、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。また、M S C B（転換価額修正条項付転換社債型新株予約権付社債）は相対的に転換の速度が速い傾向にあるものの、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きく株主の皆様へのデメリットが大きいと考えられます。かかるデメリットを考慮した結果、当社としては必要額を確実に調達することよりも、希薄化を抑えた上で不足額が生じた場合には当該不足額を別の方法で調達することが株主の皆様の利益になると考え、M S C Bも今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

③ 新株予約権無償割当による増資（ライツ・イシュー）

株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想される点や時価総額や株式の流動性による調達額の限界がある点等、適切な資金調達手段ではない可能性があることから、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。また、ノンコミットメント型ライツ・イシューについては、当社は最近2年間において経常赤字を計上しており、取引所の定める有価証券上場規程に規定される上場基準を満たさないため、実施することができません。

④ 借入・社債・劣後債による資金調達

借入、社債又は劣後債のみによる資金調達では、調達額が全額負債となるため、財務健全性がさらに低下すること、また、当社の財務内容から困難であることから、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

⑤ 行使価額修正条項付新株予約権

行使価額修正条項付新株予約権は株価動向によっては、当該新株予約権の行使が十分にされず当社が必要とする資金を十分に調達できない可能性があり、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

これらの検討を踏まえ、本新株式と本新株予約権の発行を組み合わせた今回の資金調達スキーム、本新株式の発行価額と本新株予約権の行使価額は株価102円（2025年11月7日）に対して40円と有利発行であること、議決権比率ベースで225.82%と大規模な希薄化を伴う発行であり、また、2025年12月中にGPUサーバ残金約14億円（約3,500万株の行使）を調達する必要がある、直近2ヶ月（2025年8月1日から2025年9月30日）の1日あたりの平均出来高は5,739,022株となり、発行後の割当先による投資行動により株価に下落圧力がかかる可能性があります、株価の下落圧力につながるような売却行動を行うことはしない旨を書面で確認しております。ただし、2025年12月中にGPUサーバ残金約14億円（約3,500万株の行使）を調達する必要がある、一時的な下落を引き起こす可能性はあります。

当社といたしましても、既存株主の皆様の株式価値を毀損することなく、企業価値を向上することに配慮しておりますが、当社の2024年12月期における連結業績は、連結売上高887百万円（前年同期比45.6%増）、連結営業損失604百万円（前年同期は営業損失474百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失2,492百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失786百万円）であり、2025年12月期第2四半期においても、連結売上高463百万円（前年同期比31.3%増）、連結営業損失416百万円（前年同期は営業損失313百万円）、親会社株主に帰属する中間純損失345百万円（前年同期は親会社株主に帰属する中間純損失1,468百万円）となり、依然として厳しい業績で推移しております。さらに2024年12月期において△369百万円の債務超過に陥っており、2025年12月期第2四半期においても純資産の額は△139百万円と債務超過の状態が継続しています。このように継続的な赤字計上により有価証券報告書添付の連結財務諸表において2025年12月期において債務超過が解消されていなければ上場廃止となり、仮に当社が上場廃止になった場合、株主の皆様はもとより、債権者をはじめとした利害関係者の信頼を著しく損なう結果となり、当社の事業継続に支障をきたしかねない状況であることなど、当社のおかれている状況は極めて危機的な状況であるといえます。

上述のとおり、このように当社といたしましては、迅速に事業資金の確保のための資金調達の必要としており、2025年12月期までの債務超過の解消と合わせて、株主の皆様利益保護のため、これらの実行を最優先事項としております。さらに、既存株主の皆様の株式価値を毀損することなく、企業価値を向上することに配慮しておりますが、当社は現在特別注意銘柄に指定され改善計画の最中であり、こうした当社の状況において、金融機関からの借入、及び公正発行による第三者割当資金調達も引受先が不

在であることから困難であり、調達手法については極めて限定的であると考えております。

当社の資金調達に関して資金支援先の確保は極めて困難であると判断しており、本第三者割当は、本新株式の発行価額及び本新株予約権の行使価額は株価102円（2025年11月7日付終値）に対して40円と有利発行であります。当社グループが、2024年12月末期まで5期連続して当期純損失を計上していること、2025年12月期において債務超過の解消が出来なかった場合には、上場廃止となってしまうことから、このような有利発行を伴い、議決権比率ベースで225.82%と大規模な希薄化が生じながらも本第三者割当による資金調達を行うことが、当社グループの株式価値向上に資する最良の選択であり、株主価値の向上につながるものと判断しております。

当社といたしましても、本新株式の発行により、債務超過を解消し、財務体質の安定性を維持し、事業成長のための一定額を迅速かつ確実に調達することが出来るとともに、割当予定先の要請と協議に基づき、本新株予約権の発行は必ずしも一度に大量の新株式を発行するものではないため、当社及び当社既存の株主にとっても、資金調達を全て新株式により調達する場合と比べて、権利行使が完了するまでには一定程度の期間を要することが想定されます。そのため、既存株式の希薄化が段階的に進む点において、既存株主に対する希薄化は避けられないものの、一定の配慮ができると判断し採用いたしました。

したがって、当社としましては、既存株主の皆様の株式価値を毀損することなく、企業価値を向上することに配慮しておりますが、データセンター事業における設備投資資金、運転資金の確保及び財務基盤の安定化といった目的を達成するために、有利発行を伴い、議決権比率ベースで225.82%と大規模な希薄化が生じながらも本第三者割当による資金調達を行うことが、当社グループの株式価値向上に資する最良の選択であり、株主価値の向上につながるものと判断いたしました。

本新株予約権の特徴

（本新株予約権のメリット）

本新株予約権の内容は、新株予約権の行使価額と対象株式数を固定することにより、新株式の方法に比べ既存株主の皆様の株式価値の希薄化時期の分散が期待され、また、以下の特徴があります。なお、当社と割当予定先は、本新株予約権の行使を行う上で、当社の資金ニーズ及び市場環境等を勘案しながら、適宜行使を行っていくことを共通認識として確認しております。

① 対象株式数の固定

本新株予約権の対象株式数は、発行当初から本新株予約権発行要項に示される173,250,000株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、本新株予約権発行要項に従って調整されることがあります。

② 譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当ての方法により発行されるものであり、かつ本新株予約権の会社法に定める譲渡制限（会社法236条第1項第6号における）はありませんが、本引受契約において、本新株予約権の譲渡について、譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認がない限り、割当先から第三者へは譲渡されません。なお、本新株予約権を譲渡する場合には、取締役会承認前に、譲受人の本人確認、反社会的勢力でないことの確認、本新株予約権の保有方針、本新株予約権に係る権利・義務についても譲受人が引き継ぐことを条件に検討・判断いたします。

（本新株予約権のデメリット）

① 既存株式の希薄化が生じる可能性

本新株予約権の行使が進んだ場合、173,250,000株の新株式が交付されるため、既存株式の希薄化が生じる可能性があります。

② 株価低迷時に資金調達が当初想定額を大きく下回る可能性

株価が長期的に行使価額を下回る場合などでは、本新株予約権の行使はされず、資金調達額が当初想定額を大きく下回る可能性があります。

③ 割当予定先が当社株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先の当社株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、当該割当予定先は本新株予約権を行使して取得した株式を売却することを前提としており、当該割当予定先による当社株式の市場売却により当社株価が下落する可能性があります。

＜本新株予約権の特徴＞

本新株予約権の特徴は、次のとおりとなります。

本新株予約権の内容は、新株予約権の行使価額と対象株式数を固定することにより、MSCBやMSワラントと比較して既存株主の皆様の株主価値の希薄化の抑制と、機動的な資金調達促進が図られるように定められており、以下の特徴があります。

① 行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、昨今その商品設計等について市場の公平性や既存株主への配慮等の点で懸念が示される価額修正条付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、行使価額及び対象株式数の双方が固定されております。発行当初から行使価額については、40円で固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。

また、本新株予約権の対象株式数も発行当初から発行要項に示される株式数で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。

なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

② 買取請求権（取得条項）

本新株予約権には、割当日以降いつでも、2週間前までに本新株予約権本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当社は本新株予約権の全部又は一部を発行価額と同額で取得することができる旨の取得条項が付されております。かかる取得条項により当社は、事業戦略の進捗次第で将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合には、一定の条件が満たされた場合、当社の判断により取得条項に従い本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を発行価額相当額で取得することができ、本新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を確保することができます。

なお、当社の資本政策の柔軟性を確保すること並びに割当予定先の行使促進を促すという観点からも、本新株予約権に買取請求権（取得条項）を設定しておくことは、当社にとっては必要であると考えております。

③ 譲渡制限

本新株予約権は、会社法第236条第1項第6号に定める新株予約権の譲渡制限はありませんが、本引受契約において、本新株予約権の譲渡について、譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認がない限り、割当先から第三者へは譲渡されません。なお、本新株予約権を譲渡する場合には、取締役会承認前に、譲受人の本人確認、反社会的勢力でないことの確認、本新株予約権の保有方針、本新株予約権に係る権利・義務についても譲受人が引き継ぐことを条件に検討・判断いたします。

（他の資金調達方法との比較）

本第三者割当は、既存株主に対して、相応の希薄化の影響を与えるため、当社は、本第三者割当の決定に際し、本第三者割当と他の資金調達方法との比較を行いました。その結果、以下に掲げる理由により、現時点の当社における資金調達方法として、第三者割当による本新株式及び本新株予約権発行による資金調達が、最も合理的と考えられるものと判断いたしました。

① 金融機関等からの運転資金等の間接金融による資金調達は現状の当社の財務内容では融資の実施

は難しいこと。

- ② エクイティ・ファイナンス手法での公募増資及び株主割当による新株式発行は、資金調達が一度に可能となるものの、公募増資では一般投資家の参加率、株主割当では既存株主の参加率が不透明であり、当社の業績を鑑みると当社が希望する十分な資金を調達できるか不透明であることから今回の資金調達方法としては資金調達が難しいものと判断いたしました。
- ③ いわゆるライツ・オフアリングには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オフアリングと、当社はそのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オフアリングがありますが、コミットメント型ライツ・オフアリングについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達方法ではない可能性があります。また、ノンコミットメント型ライツ・オフアリングは、東京証券取引所有価証券上場規程により、最近2年間に於いて経常利益の額が正である事業年度がない場合には、ノンコミットメント型ライツ・オフアリングは実施できないとされていることから、当社はかかる基準を満たしておらず、ノンコミットメント型ライツ・オフアリングを実施できない状況にあります。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	8,806,930,000円
(内訳)	
(ア) 新株式発行による調達額	1,870,000,000円
(イ) 第16回新株予約権の発行	6,930,000円
(ウ) 第16回新株予約権の行使	6,930,000,000円
① 発行諸費用の概算額	408,600,000円
② 差引手取概算額	8,398,330,000円

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株式の払込金額(1,870,000,000円)、本新株予約権の払込金額の総額(6,930,000円)に本新株予約権の行使に際して出資される財産の額(6,930,000,000円)を合算した金額であります。なお、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額については、全ての本新株予約権が行使されたと仮定して算定しております。
2. 発行諸費用の概算額には、登記費用・司法書士費用約35,000,000円、有価証券届出書作成費用約1,500,000円、割当予定先調査費用約300,000円、新株予約権の算定費用(エースターコンサルティング株式会社、東京都港区西麻布3丁目19番13号、代表取締役 三平 慎吾)3,010,000円、有価証券届出書作成等支援業務費用1,290,000円、弁護士費用約3,000,000円及び新株予約権の発行に係るフィナンシャルアドバイザー費用(TOFU合同会社、東京都江東区有明三丁目7番26号有明フロンティアビルB棟9階、代表社員 小林 隼)最大346,500,000円(本新株予約権の権利行使実績の5%を支払う契約となっており、行使実績によって金額が変動するため、固定金額ではありません。)が含まれております。なお、発行諸費用の概算額には消費税は含まれておりません。なお、TOFU合同会社(以下、「TOFU社」といいます。)は当社の前代表取締役の矢尾板がTOFU社の代表者である小林氏と以前より面識があり、事業等について相談しており、その中で、TOFU社は自身でも他の上場会社のファイナンスの引受実績等あったことから、当社のファイナンスについても相談しており、当初は当社の資金調達についてのコンサルティングを依頼し、本新株予約権の割当予定先であるSeacastle社を紹介いただき、資金調達が具体化したことから、TOFU社とのアドバイザー契約(以下、「FA」といいます。)

す。)を締結に至っております。当社は、資金調達のための割当予定先が選定できず、資金調達の検討が長期化したことに伴い、TOFU社から資金を借入れを行ってまいりました。当社とTOFU社にはこうした関係があるものの、上記のとおり、TOFU社から割当予定先の紹介を受け、資金調達の計画が具体化したこと、FA報酬に関して、他社の料率とTOFU社の料率を比較し、他社と同等率であったこと等を踏まえ、TOFU社をFAに選定することや、報酬条件は妥当と判断し、FAとして選定することにいたしました。

3. 本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少いたします。

4. 登記費用・司法書士費用につきましては、新株予約権の権利行使のタイミング、回数等の理由により、変動する可能性がございます。

(2) 調達する資金の具体的な使途

<現物出資>

以下の対象債権に対し、現物出資による債権の株式化（D E S）を実施します。

現物出資による資金の具体的な使途	想定金額（百万円）	支出予定時期
現物出資による債権の株式化（D E S）	1,870	2025 年 12 月

(対象債権)

当初債権者	当初契約日	借入金の使途／目的	債権残高 (百万円)	返済予定日
abc 株式会社	2025 年 9 月 17 日	・ グループ運転資金：300 百万円 (支出予定時期 2025 年 5 月～2025 年 9 月)	300	2025 年 12 月 10 日
Seacastle Singapore Pte. Ltd	2025 年 9 月 19 日	・ データセンター事業に関する設備投資資金(G P Uサーバ代金の一部)：1,030 百万円 (支出予定時期 2025 年 9 月) ・ データセンター事業に関する設備投資資金(ネットワーク機器等の付帯設備・工事費用)：151 百万円 (補助事業対象) 48 百万円 (補助事業対象外) (支出予定時期 2025 年 9 月) ・ グループ運転資金：280 百万円 (支出予定時期 2025 年 9 月～2025 年 12 月) ・ 借入金の返済：60 百万円 (支出予定時期 2025 年 9 月)	1,570	2025 年 12 月 10 日

＜本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途＞

具体的な使途	金 額	支出予定時期
① データセンター事業に関する設備投資資金	1,920百万円	2025年12月～2026年3月
② グループ運転資金	560百万円	2026年1月～2026年8月
③ 運転資金（公金等の支払）	790百万円	2025年12月～2026年3月
④ データセンター事業に関する設備投資資金 （拡張）	3,258百万円	2026年1月～2027年12月
計	6,528百万円	

- （注） 1. 上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は事業用資金とは別の銀行預金で保管する予定です。
2. 株価低迷により権利行使が進まない場合は、手元資金の活用及び新たな資本による調達、又は、その他の手段による資金調達について検討を行う予定です。また、今後、当社を取り巻く環境に変化が生じた場合など、その時々状況に応じて、資金の使途又は金額を変更する可能性があります。資金の使途又は金額に変更があった場合には、速やかに開示・公表いたします。
3. なお、充当の優先順位につきましては①から優先して充当し、権利行使の状況に応じて②及び③に充当することを計画しております。

《本新株予約権の発行及び行使により調達する資金》

① データセンター事業に関する設備投資資金

当社の子会社であるピクセルハイ合同会社(本社：福島県双葉郡大熊町大字下野上字清水1、代表者：代表社員 ピクセルカンパニーズ株式会社)は、日本のデジタルインフラ強化に貢献することを目的に、現在福島県双葉郡大熊町の大熊中央産業拠点において、2026年1月までの完成(補助事業対象)、テスト運用の開始、2026年4月の本格稼働開始を目標にデータセンターの開発を進めております。当該データセンターにおいては、GPUサーバの納品、ネットワーク機器等の付帯設備の設置工事が補助事業対象として残っておりますが、当社が提供する生成AI向けデータセンターは大容量のデータを取り扱うこととなり、バックアップ時の電源(UPS)の設置が利用者から求められていることから、補助事業完成後(2026年1月末以降)にUPSの設置工事を行うことを計画しております。

今回実施する資金調達において調達した資金のうち1,920百万円を下記のとおりデータセンターの開発費用に充当することを計画しております。なお、UPSについては、補助事業対象外となります。

GPUサーバ残金1,370百万円(支出予定時期：2025年12月)

UPS購入資金550百万円(支出予定時期：2026年1月～3月)

なお、データセンターの補助事業対象の完成は2026年1月31日が補助金交付決定に係る期日であり、期日を経過すると補助金交付決定が取り消される可能性があります。

② グループ運転資金

当社の現在の財務状況は、一定期間は事業収益によるすべての運転資金(月額70百万円前後)の捻出が難しい状況が想定されることから、今回実施する資金調達において調達した資金のうち560百万円をグループ運転資金(当社及びピクセルハイの2026年1月から2026年8月分給与・社会保険等の人件費に月額32百万円、家賃等に月額4.8百万円、外注費に25.5百万円、ライセンス及びシステム利用料に3.5百万円、その他経費に4.2百万円等(合計で月額70百万円前後))に充当することを計画(支出予定時期：2026年1月から2026年8月)しております。

なお、2026年9月以降の運転資金については、データセンター事業における補助金及びデータセンター事業の収益化が見込まれることから、当社グループ事業から得た収益をもって運転資金を賄うことを予定しております。なお、ピクセルハイには、当社から必要資金を都度貸付けし、ピクセルハイの人件費に充当する予定です。当社データセンターについては、2026年4月の本格稼働開始を目標にしておりますが、補助金の交付までの期間や想定以上に稼働開始時期が遅れた場合を考慮し一定期間の運転資金を確保しておく必要があると考えております。

③ 運転資金(公金等の支払)

当社は現在の財務状況から、2025年2月21日公表「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告についてのお知らせ」のとおり629百万円の課徴金納付が行えていない状況であり課徴金に対する延滞金が月額7百万円程度発生しており課徴金の納付時まで延滞金が加算し発生いたします。また、地方税に係る税金の未納付額が90百万円となっております。今回実施する資金調達において調達した資金のうち790百万円は運転資金(公金等の支払)に充当することを計画(2025年12月～2026年3月)しています。

④ データセンター事業に関する設備投資資金(拡張)

上記に記載のとおり、当社の子会社であるピクセルハイ合同会社は、現在福島県双葉郡大熊町の大熊中央産業拠点において、データセンターの開発を進めております。当社データセンターは、コンテナ5個分の拡張枠があり、外部にコンテナを貸し出すことも含め検討しておりました。しかしながら、現在建設中の既存データセンター(以下、「既存データセンター」といいます。)については、データセン

ターが未完成であることから貸し出しに関する契約を締結した顧客はいないものの、顧客との交渉において、貸し出しについては、時間貸しではなく長期の契約希望されており、当社としても長期間の収益の確保ができるメリットがある一方で、長期契約の場合、時間貸しに対し貸出単価が減少することになります。このような交渉状況から完成する既存データセンターから得られる収益にてグループ運転資金を賄うことを予定しておりますが、既存データセンターのGPU256基のみでは、為替変動等によっては、将来的に当社の全ての運転資金を賄うことが出来ない可能性があることから、既存のデータセンターと同等数のGPU256基を拡張し合計512基のGPUを稼働させることにより、当社の財務基盤の安定を図ることが出来き、特別注意銘柄の解除条件でもある利益基準である経常利益1億円の達成も当社にとって早期解決が必須である重要課題であることから、経営体制の変更前ではあるものの、新経営陣との協議を行ったうえで、当社データセンターの拡張及び本資金調達を行う判断に至りました。

今回実施する資金調達において調達した資金のうち3,258百万円をデータセンターの開発費用(拡張)に必要なサーバ設備等の設備投資資金に充当することを計画(支出予定時期：2026年1月から2027年12月)しております。

2026年12月期支出予定

GPUサーバ及びUPS設備一式代金：891百万円

発電機、キュービクル等の付帯設備・工事一式：172.8百万円

2027年12月期支出予定

GPUサーバ及びUPS設備一式代金(残金)：2,079百万円

発電機、キュービクル等の付帯設備(残金)：115.2百万円

増設に係る総事業費は4,235百万円を予定しており、この設備投資により、大熊町におけるデータセンターの生産性は約2倍となり、将来における当社の収益基盤の強化につながるものと考えております。

なお、当社は、既存データセンターで交付が予定される補助金については、本拡張で不足する約1,000百万円の一部に充当し、差額についてもデータセンターの更なる拡張等の設備投資資金に充当していくことを計画しております。既存データセンターで交付が予定される補助金が不交付となった場合には、他の資金調達方法にて充当していくことを計画しております。

<前回の資金調達における資金使途>

当社は、2024年4月19日の当社取締役会で決議し、2024年5月13日付で新株式及び第15回新株予約権証券を発行し、当初総額4,112百万円の調達を予定しておりましたが、当社の株価水準が行使価額を下回って推移したことから、実際の調達額は、総額1,762百万円となりました。

当初データセンターの開発資金として2023年4月から12月に資金支出を予定しておりましたが、データセンター建設の計画が当初2025年3月に完了する予定をしていたところ、当社の株価水準が行使価額を下回って推移したことから、調達が進まず、資金の支出時期が2025年7月まで延長することとなりました。

新株式発行による資金充当状況(2025年8月31日現在)

手取金の使途	具体的な内訳	金額	支出予定時期
グループ運転資金	人件費、家賃等の経費	250百万円 (250百万円)	2024年5月～ 2024年9月
借入金返済資金	借入金返済	250百万円 (250百万円)	2024年4月
データセンター事業におけ	データセンター開発資金	250百万円	2024年5月～

るデータセンター開発資金の一部		(250百万円)	2024年 6 月
-----------------	--	----------	-----------

＜第15回新株予約権の発行による調達資金の充当状況（2025年 8 月31日現在）＞

手取金の使途	具体的な内訳	金額 (内、充当済金額)	支出予定時期
データセンター事業におけるデータセンター開発資金の一部	データセンター開発資金	2,841百万円 (519百万円)	2024年 5 月～ 2025年 7 月
グループ運転資金	人件費、家賃等の経費	250百万円 (242百万円)	2024年 9 月～ 2025年 1 月
借入金返済資金	借入金返済	250百万円 (250百万円)	2024年 5 月

※2024年 5 月15日付で公表した「第15回新株予約権の資金支出予定時期の変更に関するお知らせ」及び2024年 9 月27日付で公表した「第15回新株予約権の資金支出予定時期の変更に関するお知らせ」並びに2025年 4 月 7 日付で公表した「第15回新株予約権の資金支出予定時期の変更に関するお知らせ」のとおり、支出予定時期及び金額を変更しております。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

今回の本第三者割当増資により調達する資金は、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当していくことで、当社の安定収益の確保及び企業価値向上とともに、財務基盤の安定に資すると見込んでおります。よって当該資金使途は、企業価値の向上を実現するためのものであり、売上及び利益を向上させるとともに、当社の安定した業績の拡大に寄与するものであり、合理的であると判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠とその具体的内容

①本新株式

当社は、割当予定先である Seacastle との間で、第三者割当により発行する本新株式の払込金額について 2025 年の年初より協議を重ね、その結果、本新株式の払込金額を 1 株当たり 40 円に決定いたしました。本新株式の払込金額を 1 株当たり 40 円に決定した経緯は以下となります。

割当予定先より当社の財務状況、当社の株価推移等を鑑み、本新株式の払込価額について検討を行いたい意向を受けました。具体的には、当社が債務超過状態であり、2020 年 12 月期以降 5 期連続で営業損失、経常損失、当期純損失を計上しており、2025 年 12 月期における業績も半期時点において営業損失、経常損失、当期純損失を計上していること、資金調達に関する具体的な交渉・協議を進めていた本年 4 月～5 月の当社株価水準が 60～70 円程度であり、株価自体は上昇しているものの、上記のとおり当社は経常的な損失を計上しており財務体質が健全ではない状態であることや当社のデータセンター事業が当初計画から度重なる延期を行っている事業の進捗状況を踏まえると現在の株価が当社業績の実態が反映されているかが不明であること、さらに、当社は特別注意銘柄に指定され改善計画を実施している最中であり、仮に特別注意銘柄への指定から 1 年経過後に実施される審査(再審査)により、特別指定銘柄の指定解除がなされなかった場合には上場廃止となることから、本第三者割当の割当先のリスク判断として、ディスカウント率 10%以内（日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に照らしていわゆる有利発行に該当しない水準）での引受けは困難であり、当社のデータセンターの補助事業における資産額が、建屋、発電設備、コンテナ、GPU サーバ、ネットワーク機器等の合算で 3,881 百万円（設計費用、消費税等を除く）であり、発行済株式総数で除した 1 株当

たりの資産額約 40 円、また、本第三者割当を実施せず、2025 年 12 月期を終えた場合における当社純資産額の見込み金額に、受領予定の補助金 30 億円、減損処理したデータセンターの資産の組み戻しした額で仮定した金額である 1 株当たり純資産相当額約 40 円を基準として、現状の株価から相応額のディスカウントした発行価額にて本新株式を引き受けることが条件となる旨の意向を割当予定先より受けました。

当社としても、現在の状況を考慮すると、本第三者割当以外の他の方法で資金調達をすることは難しく、本第三者割当を実施する判断にいたりました。

本新株式の発行価額 40 円は、本第三者割当に係る取締役会決議日の直前取引日(2025 年 11 月 7 日)における当社普通株式の終値 102 円に対して、60.78%のディスカウントとなります。

なお、当該発行価額の当該直前取引日の終値である 102 円から 60.78%のディスカウント、当該直近取引日までの 1 か月間の終値平均である 124.05 円から 67.75%のディスカウント、当該直近取引日までの 3 か月間の終値平均である 140.77 円とから 71.58%のディスカウント、当該直近取引日までの 6 か月間の終値平均である 112.94 円から 64.58%のディスカウントとなっております。当社といたしましては、純資産基準への適合である純資産「正」の状態を回復・確保すべく、資本政策と事業収益化の両面から取り組んでおりますが、当該改善期間内に事業収益化による回復は見込めず、本第三者割当による資金調達が実施できなければ、純資産基準の適合に向けた改善期間内に債務超過を解消することができず、債務超過により上場廃止となり、また、他のエクイティ・ファイナンスについても引受先が無い状況であり、大幅なディスカウントを伴う有利発行となりますが、当社が補助金受領時における純資産額の 1 株当たり相当額は計算上合理的であることから、本スキームが現在の当社にとって最善の手段であると考えているため、合理性があるものと判断し、既存株主の皆様へお諮りすることといたしました。

②本新株予約権

新株予約権の発行価額の公正価値の算定には、他社上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績をもとに選定した第三者機関であるエースターコンサルティング株式会社(住所:東京都港区西麻布 3 丁目 19 番 13 号、代表者:代表取締役 三平 慎吾)に依頼し、本新株予約権の評価報告書を取得いたしました。

当該機関は、割当予定先の権利行使行動及び株式売却動向並びに当社の本新株予約権取得動向について合理的に想定される仮定を置くとともに、当社の株価(2025 年 11 月 7 日の終値)、当社株式の市場流動性、配当率(0%)、割引率(リスクフリーレート 1.033%)、ボラティリティ(109.81%)、クレジット・コスト(21.83%)及び 1 日当たりの売却可能株式数(直近 1 年間にわたる発行会社普通株式の 1 日当たり平均売買出来高(10%))等の諸条件等について一定の前提を置いて、権利行使期間(2025 年 12 月 10 日から 2028 年 12 月 9 日まで)その他の発行条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて評価を実施した結果、本新株予約権 1 個の払込金額を 5,757 円(1 株当たり 57.57 円)と算定いたしました。割当予定先の権利行使行動に関しては、株価が行使価額を超過し行使が可能な場合には割当予定先は、1 日当たりの売却可能株式数(直近 1 年間にわたる発行会社普通株式の 1 日当たり平均売買出来高(10%))を目途に直ちに権利行使を実施することを想定しています。

しかしながら、本新株式の発行により債務超過は解消される見込みではありますが、前述のとおり、当社は、2020 年 12 月期以降 5 期連続で営業損失、経常損失、当期純損失を計上しており、2025 年 12 月期における業績も半期時点において営業損失、経常損失、当期純損失を計上するなど当社は経常的な損失を計上しており財務体質が健全ではない状態であることや当社のデータセンター事業が当初計画から度重なる延期を行っている事業の進捗状況を踏まえると資金調達に関する具体的な交渉・協議を進めていた本年 4 月～5 月の株価水準が 60～70 円程度であり、現在の株価が当社業績の実態が反映されているかが不明であること、さらに、当社は特別注意銘柄に指定され改善計画を実施している

最中であり、仮に特別注意銘柄への指定から1年経過後に実施される審査（再審査）により、特別指定銘柄の指定解除がなされなかった場合には上場廃止となることから、本第三者割当の割当先のリスク判断として、ディスカウント率10%以内（日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に照らしていわゆる有利発行に該当しない水準）での引受けは困難であり、本新株式と同様に相応額のディスカウントした発行価額にて本新株式を引き受けることが条件となる旨の意向を割当予定先より受けました。

本新株式予約権の行使価額40円は、本第三者割当に係る取締役会決議日の直前取引日（2025年11月7日）における当社普通株式の終値102円に対して、60.78%のディスカウントとなります。

なお、当該行使価額の当該直前取引日の終値である102円から60.78%のディスカウント、当該直近取引日までの1か月間の終値平均である124.05円から67.75%のディスカウント、当該直近取引日までの3か月間の終値平均である140.77円とから71.58%のディスカウント、当該直近取引日までの6か月間の終値平均である112.94円から64.58%のディスカウントとなっております。当社といたしましては、本第三者割当による資金調達が実施できなければ、データセンターの完成に至らず、そうすると補助金の受領も困難となり、事業の継続が困難となり、また、他のエクイティ・ファイナンスについても引受先が無い状況であり、大幅なディスカウントを伴う有利発行となりますが、前述のとおり、当社のデータセンターにおける資産額や補助金受領時における純資産額の1株当たり相当額は計算上合理的であることから、本スキームが現在の当社にとって最善の手段であると考えているため、合理性があるものと判断し、既存株主の皆様へお諮りすることといたしました。

また、当社は、本新株予約権の発行価額を1個当たり4円として発行いたしますが2025年11月7日付でエースターコンサルティング株式会社が実施した行使価額を40円とした第三者評価機関の評価額5,757円に比べ、99.93%のディスカウントとなります。このため、本新株予約権の発行価額は第三者評価機関による評価額と大きく離れておりますが、前述いたしましたとおり、現時点で、本件増資による企業価値の向上及び再生が期待できること等を鑑みれば、本件増資は、最良な選択であるものと判断いたしました。また、上記のとおり発行価額が公正価値から大きくディスカウントして本新株予約権を発行することは、割当予定先に特に有利な金額で発行するものに該当することから、株主総会にて、大規模な希薄化及び有利発行による第三者割当に関する議案の承認（特別決議）を得ることといたしました。なお、本新株予約権の発行価額を1個当たり4円として発行するのは、本新株予約権の発行価額1株当たり0.04円及び行使価額40円を合算した1株当たりの払込金額40.04円は、当社がデータセンター事業における補助金を受領したと仮定した際に増加する純資産額を基準とした1株当たり純資産額と同水準となります。なお、当該純資産額については、本第三者割当を実施せず、2025年12月期を終えた場合における当社純資産額の見込み金額に、受領予定の補助金30億円、減損処理したデータセンターの資産の組み戻した額で仮定した金額となります。

割当予定先の両社より、かかる1株当たりの払込金額は現在の当社株価と比較して大幅なディスカウントとなるものの、現在の当社の状況を考慮すると、かかる払込金額が引き受け条件である旨の説明を受けました。当社といたしましても、本第三者割当により資金を調達できなければ、債務超過により上場廃止となり、また、新たな資金調達が出来なければ、現在進めるデータセンター事業も頓挫してしまう可能性は否めず、万一そのような事態に陥り、会社存続も危ぶまれます。したがって、本スキームが現在の当社にとって最善の手段であると考えているため、合理性があるものと判断し、既存株主の皆様へお諮りすることといたしました。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式の発行により増加する株式数及び本新株予約権に係る潜在株式数は、それぞれ46,750,000株及び173,250,000株の合計220,000,000株となり、2025年10月8日現在の発行済株式総数98,144,300株（議決権数974,245個）に対して、合計224.16%（議決権比率225.82%）の希薄化が生じます。

また、本新株式の発行及び本新株予約権が行使された場合の最大交付株式数220,000,000株に対し

て、当社株式の過去1年間における1日あたり平均出来高は、3,235,264株であり、1日あたり平均出来高は最大交付株式数の1.47%であります。本新株式の発行及び本新株予約権が行使された場合の最大交付株式数220,000,000株を行使期間である3年間(735日/年間営業日数で計算)で売却すると仮定した場合の1日当たりの株式数は299,319株となり、上記1日あたりの平均出来高の7.09%となります。また、当社は2025年12月中にGPUサーバ残金約14億円(約3,500万株の行使)を調達する必要がありますが、直近2ヶ月(2025年8月1日から2025年9月30日)の1日あたりの平均出来高は5,739,022株となり、発行後の割当先による投資行動により株価に下落圧力がかかる可能性があります、株価の下落圧力につながるような売却行動を行うことはしない旨を書面で確認しております。ただし、2025年12月中にGPUサーバ残金約14億円(約3,500万株の行使)を調達する必要がありますが、一時的な下落を引き起こす可能性はあります。

当社といたしましては、上記「4. 資金使途の合理性に関する考え方」に記載のとおり、今回の資金調達を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期(2) 調達する資金の具体的な使途」に記載する使途に充当することにより当社グループが今後、収益を確保し、かつ、安定的に成長していくためには必要不可欠であり、当社及び当社グループの企業価値の向上が進むことによって既存株主様の利益につながるものであることから、今回の第三者割当による新株式及び新株予約権の発行による株式の発行数量及び希薄化の規模は、やむを得ないものであると判断いたしました。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

abc株式会社

① 名称	abc 株式会社	
② 所在地	東京都港区赤坂4丁目9番17号	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 松田 元	
④ 事業内容	金融サービス業 サイバーセキュリティ事業 空間プロデュース事業 ゲーム事業 運送事業	
⑤ 資本金	1,702,224 千円	
⑥ 設立年月日	2002 年 1 月 8 日	
⑦ 発行済株式数	25,970,219 株	
⑧ 決算期	3 月末	
⑨ 従業員数	331 名	
⑩ 主要取引先	投資家及び発行体	
⑪ 主要取引銀行	みずほ銀行	
⑫ 大株主及び持株比率	Seacastle Singapore Pte. Ltd 12.59% PHILLIP SECURITIES (HONG KONG) LIMITED 3.88% 野村證券株式会社 2.31% 濱野 晃浩 1.83% 合同会社 CP1 号匿名組合口 1.20% 日本証券金融株式会社 1.09% 楽天証券株式会社 0.94% 井川 満 0.92% 西村 浩 0.85%	
⑬ 当社との関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。

	取引関係	2025 年 1 月 27 日付「資金の借入に関する基本合意書締結のお知らせ」で公表した基本契約書を締結しております。	
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	
⑭ 当該会社の最近 3 年間の経営成績及び財政状態（連結）（単位：千円）			
決算期	2023 年 3 月	2024 年 3 月期	2025 年 3 月期
純資産	1, 313, 694	184, 919	2, 795, 390
総資産	5, 683, 018	4, 512, 622	7, 785, 459
1 株当たり純資産（円）	236. 80 円	9. 14 円	101. 41 円
売上高	2, 353, 302	4, 174, 719	3, 311, 839
営業利益	△1, 927, 685	△2, 146, 484	△2, 616, 876
経常利益	△2, 068, 191	△2, 397, 523	△3, 400, 725
親会社株主に帰属する 当期純利益	△2, 254, 363	△2, 459, 132	△4, 411, 879
1 株当たり当期純利益 （円）	△633. 71 円	△426. 36 円	△337. 58 円
1 株当たり配当金（円）	－	－	－

Seacastle Singapore Pte.Ltd

⑭ 名称	Seacastle Singapore Pte.Ltd		
⑮ 所在地	60 Paya Lebar Road, #11-37 Paya Lebar Square, Singapore 409051		
⑯ 代表者の役職・氏名	代表取締役 Tang Koon Heng		
⑰ 事業内容	海運管理業務及びファイナンス		
⑱ 資本金	50,000 シンガポールドル		
⑲ 設立年月日	2006 年 11 月 9 日		
⑳ 発行済株式数	1,000,000 株		
21 決算期	12 月末		
22 従業員数	5 名		
23 主要取引先	一般法人		
24 主要取引銀行	DBS 銀行、OCBC 銀行		
25 大株主及び持株比率	Tang Koon Heng 100%		
26 当社との関係	資本関係	該当事項はありません。	
	人的関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	
⑮ 当該会社の最近 3 年間の経営成績及び財政状態（単位：シンガポールドル）			
決算期	2021 年 12 月期	2022 年 12 月期	2023 年 12 月期
純資産	199,182	190,606	178,454
総資産	1,099,972	1,259,205	5,906,368
1 株当たり純資産	0.20	0.19	0.17
売上高	—	132,000	564,188
営業利益	—	12,000	24,188

経常利益	△833, 772	△8, 576	△12, 152
当期純利益	△833, 772	△8, 576	△12, 152
1株当たり当期純利益	△0. 83	△0. 01	△0. 12
1株当たり配当金	—	—	—

(2) 割当予定先を選定した理由

①abc株式会社

当社は、2025年1月27日付で公表「資金の借入に関する基本合意書締結のお知らせ」のとおり、abcとの間で借入に関する基本合意を締結しており、当社の資金調達に対して協力いただいております。同社は、2025年11月10日付けで取締役会より発行決議した当社金銭債権の現物出資により本新株式の割当先です。同社とは、本新株式の引受を行ったあとも、当社のデータセンター事業に係る協業先としてご支援をいただく予定であります。現時点においては、当社が特別注意銘柄に指定されている状況等を鑑みるとDE Sによる新株式の引受のみしかできませんが、引き続き安定的な資金調達等の期待ができるため、割当予定先として選定いたしました。

②Seacastle Singapore Pte. Ltd

Seacastle Singapore Pte. Ltd（以下「Seacastle」といいます。）は、海運業及びファイナンス業を行っているシンガポールの会社です。これまで日本の上場企業への投資、資金調達に寄与した実績があります。当社は、2025年月1月初旬に当社のデータセンター事業及びファイナンスに関してご支援をいただいている取引先であるTOFU合同会社の代表社員である小林隼氏（以下「小林氏」といいます。）の紹介により、Seacastleの代表者であるTang Koon Heng氏（以下「Tang氏」といいます。）とのミーティングのセッティングを受け、当社の前代表取締役である矢尾板が、当社の財務状況、資金ニーズ、ファイナンスの必要性を説明いたしました。その後Seacastleより当社に対する貸付の実施及び本新株予約権の引受について提案を受けました。その中で、当社としては、早期に資金調達を実施しGPUサーバの発注手続きを行うことによりデータセンター事業を推進する必要があること、新株式の発行により債務超過を解消する必要があることから、Seacastle に対し借り入れた資金をDE Sにより新株式の引受を相談したところDE Sによる本新株式の引受及び本新株予約権の引受を承諾していただきました。

当社といたしましては、当社の現状、資金調達の必要性、Seacastleの投資実績等を勘案し、同社を割当予定先として選定いたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

①abc株式会社

割当予定先であるabcは、基本的に純投資を目的としており、割当予定先も本第三者割当により自身が受けることとなる当社普通株式については、市場動向を勘案しながら売却する方針である旨を、当社の前代表取締役である矢尾板が、abcの専務取締役である片田氏に口頭で確認しております。

なお、abcは当社のデータセンター事業に係る協業先ではありますが、abcは投資会社としての側面もあることから保有方針が純投資となっております。

また、当社は、割当予定先から本新株式の払込期日から2年以内に本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることにつき、確約書を払込期日までに取得する予定であります。

②Seacastle Singapore Pte. Ltd

割当予定先であるSeacastleは、本新株式及び新株予約権の発行により取得する当社普通株式について当社の株式価値向上を目指した純投資であり、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、保有期間は短期ではありますが、市場に過度な影響がないよう市場動向を勘案しながら適時適切に売却する方針であることを、当社の前代表取締役である矢尾板が、Seacastleの代表取締役であるTang氏にZOOMによるミーティングで、口頭により確認しております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

①abc株式会社

当社は、本新株式の割当先であるabcは、本新株式において新たな払込みは生じないため確認を行っておりません。

②Seacastle Singapore Pte. Ltd

当社は、本第三者割当の引受に係る払込みについて、割当予定先を名義とする預金口座の写し（2025年10月15日付）及び証券口座の写し（2025年9月30日付）により、Seacastleとしての運用金額合計1,443百万円を超える残高を現時点で保有していることを確認しております。

なお、Seacastleにおける運用資金は流動性が高く、即時売却可能な上場株式等の金融資産を保有していることから、本新株予約権の発行に際して、また本新株予約権の行使にあたっては即時に動かせる運用資金であることをファンドマネージャーであるTang氏より当社の前代表取締役である矢尾板が確認しております。本新株予約権の行使資金につきましては、割当予定先は一度に当該行使金額の総額の行使を行うだけの資金を有しておりません。しかしながら、本新株予約権の行使については、本第三者割当による取得した本新株予約権の行使により取得した当社普通株式を市場で売却し、売却資金をもって、権利行使を繰り返す方針であることの説明をTang氏より当社の前代表取締役である矢尾板が口頭にて確認しております。

(5) 割当予定先の実態

①abc株式会社

当社は、割当予定先であるabc株式会社が、2025年7月4日付のコーポレートガバナンス報告書IV内部統制システム等に関する事項 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況において、「反社会的勢力排除に向けた体制を構築し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関わりを持たず、また不当な要求に対しては、断固としてこれを拒否します。また、新規取引先については、原則として日経テレコンを用いて情報収集を行い、反社会的勢力との関係の有無を調査しております。」と記載を確認しております。また、当社は、割当予定先が「反社会的勢力に対する基本方針」に基づき、反社会的勢力との関係遮断に関する組織的な対応を推進するための統括部署を設置する等、反社会的勢力排除のための取組みを行っていることを割当予定先の専務取締役である片田氏からヒアリングにより当社の前代表取締役である矢尾板が確認しております。

②Seacastle Singapore Pte. Ltd

当社は、割当予定先であるSeacastleについて、暴力団等の反社会的勢力であるか否かについて、独自に専門の第三者調査機関であるリスクプロ株式会社（住所：東京都千代田区九段南二丁目3番14号、代表取締役 小板橋仁）に調査を依頼し、同社より調査報告書を受領しました。当該調査報告書において、当該割当予定先の関係者が反社会的勢力とは何ら関係がない旨の報告を受けております。なお、Seacastle Asset Management Pte. Ltd. が運用を行うファンドにおいては、ファンドの出資者はファンド側の守秘義務契約により非開示であるため、把握できておりませんが、出資者が反社

会的勢力でない旨は、ファンド独自のコンプライアンスにて確認しており、その結果を経てシンガポールの金融庁に登録していることから確認しております。上記のとおり割当予定先、割当予定先の役員又は、主要株主（主な出資者）が反社会的勢力とは一切関係がないことを確認しており、別途その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

7. 第三者割当後の大株主及び持株比率

募集前（2025年11月7日現在）	
森 博和	1.27%
西村 浩	0.61%
村上 拓也	0.57%
株式会社ベルテックス	0.50%
今泉 長男	0.48%
中本 吉則	0.46%
木原 海鵬	0.43%
河田 敏秀	0.43%
北川 博道	0.41%
堤 多紀子	0.41%

- （注） 1. 募集前の「持株比率」は、2025年10月8日現在の株主名簿、2025年11月7日までに当社が確認したストックオプションの行使による増加及び2025年11月7日までに当社が確認した大量保有報告書等に基づき記載しております
2. 割当予定先の本新株式及び本新株予約権の行使により交付される株式の保有目的は投資目的のことであり、割当後の「持株比率」は記載しておりません。

8. 今後の見通し

第三者割当による本新株式及び本新株予約権の発行並びに本新株予約権の行使は、当社の債務超過を解消し業績向上及び企業価値向上に寄与するものと考えております。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本資金調達には、希薄化率が25%以上となることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条の規定に基づき、①経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手又は②当該割当に係る株主総会決議などによる株主の意思確認手続のいずれかが必要となります。

当社は、2025年12月10日開催予定の本株主総会に付議する本件に関する議案の中で、本資金調達の必要性及び相当性につきご説明した上で、当該議案が承認されることをもって、株主の皆様の意思確認をさせていただくことといたします。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 過去3年間の業績

決算期	2022年12月期	2023年12月期	2024年12月期
-----	-----------	-----------	-----------

売上高（千円）	575, 586	609, 422	887, 056
営業利益（千円）	△412, 824	△474, 092	△604, 134
経常利益（千円）	△430, 254	△500, 361	△579, 104
親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	△504, 718	△786, 178	△2, 492, 378
1株当たり当期純利益（円）	△12. 11	△12. 30	△28. 30
1株当たり配当金（円）	—	—	—
1株当たり純資産額（円）	△4. 63	5. 57	△5. 10

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2024年3月29日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	97, 424, 300 株	100%
現時点における潜在株式数	—株	—%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2022年12月期	2023年12月期	2024年12月期
始値	63 円	44 円	38 円
高値	86 円	63 円	397 円
安値	36 円	32 円	37 円
終値	44 円	38 円	92 円

② 最近6ヶ月間の状況

	2025年 5月	6月	7月	8月	9月	10月
始値	61 円	71 円	79 円	133 円	158 円	145 円
高値	85 円	96 円	191 円	245 円	180 円	188 円
安値	56 円	66 円	75 円	103 円	124 円	113 円
終値	74 円	80 円	130 円	166 円	136 円	122 円

③ 発行決議日前営業日株価

	2025年11月 7 日
始値	104 円
高値	105 円
安値	100 円
終値	102 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① 第三者割当による新株式及び第 13 回新株予約権

【新株式】

払込期日	2023年 2 月27日 (月)
資金調達の額	600,280,000円
発行価額	1 株につき43円
募集時における発行済株式数	41,759,600株
当該募集による発行済株式数	13,960,000株
募集後における発行済株式数	55,719,600株
割当先	水たまり投資事業組合 13,960,000株
発行時における当初の資金使途	① システムイノベーション事業（AWS及びセールスフォース事業）における人件費：13百万円 ② グループ運転資金：24百万円 ③ 借入金返済資金：512百万円 ④ 太陽光発電施設案件の解約に伴う返金資金：50百万円
発行時における支出予定時期	① システムイノベーション事業（AWS及びセールスフォース事業）における人件費：2023年 2 月 ② グループ運転資金：2023年 2 月～2023年 3 月 ③ 借入金返済資金：2023年 2 月 ④ 太陽光発電施設案件の解約に伴う返金資金：2023年 2 月
現時点における充当状況	① システムイノベーション事業（AWS及びセールスフォース事業）における人件費：13百万円充当予定のところ13百万円充当済 ② グループ運転資金：24百万円充当予定のところ24百万円充当済 ③ 借入金返済資金：512百万円充当予定のところ512百万円充当済 ④ 太陽光発電施設案件の解約に伴う返金資金：50百万円充当予定のところ50百万円充当済

【第 13 回新株予約権】

割当日	2023年 2 月27日 (月)
発行新株予約権数	335,400個
発行価額	総額20,794,800円
発行時における 調達予定資金の額（差引手取概算額）	1,463,014,800円
割当先	水たまり投資事業組合 335,400個
募集時における発行済株式数	41,759,600株

当該募集による潜在株式数	33,540,000株
行使価額	行使価額 43円
現時点における行使状況	行使済株式数：23,925,000株
現時点における調達した資金の額	1,049,569,800円
発行時における当初の資金使途	① システムイノベーション事業（AWS及びセールスフォース事業）における人件費：162百万円 ② グループ運転資金：230百万円 ③ システムイノベーション事業におけるデータセンター開発資金の一部：1,000百万円 ④ 太陽光発電施設案件の仕入資金一部：59百万円
発行時における支出予定時期	① システムイノベーション事業（AWS及びセールスフォース事業）における人件費：2023年3月～2024年2月 ② グループ運転資金：2023年3月～2024年2月 ③ システムイノベーション事業におけるデータセンター開発資金の一部：2023年4月～2023年12月 ④ 太陽光発電施設案件の仕入資金一部：2023年4月～2023年12月
現時点における充当状況（※）	① システムイノベーション事業（AWS及びセールスフォース事業）における人件費：162百万円充当予定のところ162百万円充当済 ② グループ運転資金：230百万円充当予定のところ230百万円充当済 ③ システムイノベーション事業におけるデータセンター開発資金の一部：598百万円充当予定のところ361百万円充当済（237百万円未充当）（※資金支出予定時期の変更） ④ 長期貸付金の一部：59百万円充当予定のところ59百万円充当済（※資金使途及び資金支出予定時期の変更）

※2024年3月29日付（2024年4月9日付及び2024年4月15日付で一部訂正）で公表した「第13回新株予約権の資金支出予定時期の変更に関するお知らせ」及び2025年3月27日付で公表した「（訂正）「第三者割当により発行される新株式及び第13回新株予約権の募集に関するお知らせ」及び「第13回新株予約権の資金支出予定時期の変更に関するお知らせ」の一部訂正について」のとおり、資金使途及び支出予定時期並びに金額を変更・訂正しております。
なお、上記充当済金額については、2024年3月末日までの金額となっております。

② 第三者割当による新株式及び第15回新株予約権

【新株式】

払込期日	2024年5月13日（月）
資金調達の額	750,600,000円
発行価額	1株につき135円
募集時における発行済株式数	84,644,600株
当該募集による発行済株式数	5,560,000株
募集後における発行済株式数	90,204,600株
割当先	株式会社YourTurn 5,560,000株
発行時における当初の資金使途	① グループ運転資金：250百万円 ② 借入金返済資金：250百万円

	③ データセンター事業におけるデータセンター開発資金の一部：250百万円
発行時における支出予定時期	① グループ運転資金：2024年5月～2024年9月 ② 借入金返済資金：2024年5月 ③ データセンター事業におけるデータセンター開発資金の一部：2024年5月～2024年6月
現時点における充当状況	① グループ運転資金：250百万円充当予定のところ250百万円充当済 ② 借入金返済資金：250百万円充当予定のところ250百万円充当済 ③ データセンター事業におけるデータセンター開発資金の一部：250百万円充当予定のところ250百万円充当済

【第15回新株予約権】

割当日	2024年5月13日（月）
発行新株予約権数	240,800個
発行価額	総額111,249,600円
発行時における調達予定資金の額	3,362,049,600円
割当先	株式会社YourTurn 240,800個
募集時における発行済株式数	84,644,600株
当該募集による潜在株式数	24,080,000株
行使価額	行使価額 135円
現時点における行使状況	行使済株式数：6,669,700株
現時点における調達した資金の額	1,011,659,100円
発行時における当初の資金使途	① データセンター事業におけるデータセンター開発資金の一部：2,841百万円 ② グループ運転資金：250百万円 ③ 借入金返済資金：250百万円
発行時における支出予定時期	① データセンター事業におけるデータセンター開発資金の一部：2024年5月～2024年9月 ② グループ運転資金：2024年9月～2025年1月 ③ 借入金返済資金：2024年9月
現時点における充当状況（※）	⑤ データセンター事業におけるデータセンター開発資金の一部：2,841百万円充当予定のところ519百万円充当済（2,321百万円未充当）（※資金支出予定時期の変更） ⑥ グループ運転資金：250百万円充当予定のところ242百万円充当済（8百万円未充当）（※資金支出予定時期の変更） ⑦ 借入金返済資金：250百万円充当予定のところ250百万円充当済（※資金支出予定時期の変更）

※2024年5月15日付で公表した「第15回新株予約権の資金支出予定時期の変更に関するお知らせ」及び2024年9月27日付で公表した「第15回新株予約権の資金支出予定時期の変更に関するお知らせ」並びに2025年4月7日付で公表した「第15回新株予約権の資金支出予定時期の変更に関するお知らせ」のとおり、支出予定時期及び金額を変更しております。

なお、上記充当済金額については、2025年8月末日までの金額となっております。

以上

Ⅱ．主要株主である筆頭株主の異動（予定）

1．異動が生じる経緯

前述のとおり、本第三者割当に伴い、当社の主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動が見込まれます。

2．異動予定日

2025 年 12 月 10 日（予定）

3．新たに主要株主及び主要株主である筆頭株主に該当することとなる株主の概要

Seacastle Singapore Pte. Ltd の概要については、「Ⅰ．本第三者割当について 割当予定先の選定理由等（1）割当予定先の概要」をご参照ください。

4．異動前後における当該株主の所有する議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

	属性	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の数 に対する割合※	大株主順位
異動前 (2025 年 11 月 10 日現在)	—	—	—	—
異動後	主要株主及び 主要株主であ る筆頭株主	392,500 個 (39,250,000 株)	27.22%	第 1 位

（注）1．異動前の議決権所有割合は、総株主の議決権の数である 974,245 個に対する所有議決権割合を記載しております。

2．異動後の議決権所有割合は、異動前の総株主の議決権の数である 974,245 個に、本第三者割当増資による新株式発行により増加する議決権の数 467,500 個を加算した議決権の数 1,441,745 個を基準に算出しております。

3．総株主の議決権の数に対する割合は、小数点第三位を四捨五入して算出しております。

5．今後の見通し

今後の見通しについては、「Ⅰ．本第三者割当について 8．今後の見通し」をご参照ください。

募集株式の発行要綱

1.	募集株式の種類	当社普通株式 46,750,000 株
2.	払込金額	1 株につき 40 円
3.	払込金額の総額	1,870,000,000 円
4.	出資の目的とする財産及び 価格	abc 株式会社が当社に対して有する金銭債権 300,000,000 円 Seacastle Singapore Pte. Ltd が当社に対して有する金銭 債権 1,570,000,000 円
5.	増加する資本金及び 資本準備金の額	資本金 金 935,000,000 円 資本準備金 金 935,000,000 円
6.	申込日	2025 年 12 月 10 日
7.	払込期日	2025 年 12 月 10 日
8.	募集又は割当方法	第三者割当による
9.	割当先及び割当株式数	abc 株式会社 7,500,000 株 Seacastle Singapore Pte. Ltd 39,250,000 株
10.	払込取扱場所	該当なし
11.	その他	①上記各項については、臨時株主総会において、有利発行 による本新株式の発行及びこれに伴う大規模な希薄化に関 する議案が承認されること並びに金融商品取引法による届 出の効力発生を条件とする。 ②その他第三者割当による株式の発行に関し必要な事項 は、当社代表取締役に一任する。

ピクセルカンパニーズ株式会社
第 16 回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 ピクセルカンパニーズ株式会社第 16 回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 6,930,000 円
3. 申込期日 2025 年 12 月 10 日
4. 割当日及び払込期日 2025 年 12 月 10 日
5. 募集の方法及び割当先 第三者割当の方法により割り当てる。
Seacastle Singapore Pte. Ltd 1,732,500 個
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は 173,250,000 株とする（本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は 100 株とする。）。但し、本項第(2)号ないし第(4)号により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第 10 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数 1,732,500 個
8. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権 1 個につき金 4 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、金 40 円とする。
10. 行使価額の調整
 - (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由に該当する場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1 株当たり払込金額}}{\text{1 株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- ①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ②株式分割により当社普通株式を発行する場合
調整後の行使価額は、当社普通株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- ③本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合
調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
- ④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合
調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。
- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切り捨てるものとする。
- ②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り捨てるものとする。
- ③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ①株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うこ

とができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間

2025年12月10日（本新株予約権の払込完了以降）から2028年12月9日までとする。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 本新株予約権の取得事由

(1) 当社は、本新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して、行使価額の150%を上回った場合、当社は、当社取締役会が別途定める取得日の20取引日前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき金4円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、当社が、本取得請求権を行使できることとなった日（東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して行使価額の150%を上回った場合の当該20取引日目の日）から30取引日の間に、上記通知又は公告を行わない場合、当社は当該取得請求権を喪失するものとする。

(2) 当社が本項に基づく取得請求権の一部を行使し又は喪失した後、再び本項に基づく取得請求権の行使条件が充たされた場合、当社は、新たに取得請求権を取得するものとし、当該取得請求権については本項の規定が同様に適用される。

(3) 本項に基づく取得請求権により本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他合理的方法により行うものとする。

14. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下、「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下、「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

(1) 新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

(2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

(5) 新たに交付される新株予約権にかかる行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件

本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為に際して決定する。

(6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

15. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額か

ら増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

17. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第 11 項に定める行使期間中に第 18 項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第 19 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使の効力は、行使請求に要する書類が第 18 項に定める行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が第 19 項に定める払込取扱場所の口座に入金された日に発生する。

18. 行使請求受付場所

ピクセルカンパニーズ株式会社 管理本部

19. 払込取扱場所

株式会社三菱 UFJ 銀行 神田支店

20. 新株予約権の譲渡制限

会社法第 236 条第 1 項第 6 号に基づく譲渡制限について該当事項はありません。但し、本割当契約において、本新株予約権の譲渡について、当社取締役会の承認を要する旨の譲渡制限を合意する予定です。

21. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、臨時株主総会において、有利発行による本新株式の発行及びこれに伴う大規模な希薄化に関する議案が承認されること並びに金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上